

### 第 3 7 回 農 地 総 会 議 事 録

開 催 日 時	令和2年7月7日(火) 午後3時30分から	
開 催 場 所	高知市役所たかじょう庁舎6階 会議室	
出 席 委 員	西野 幸一 ・ 池澤 誠 ・ 西本 統洋 ・ 加藤 孝幸 ・ 高橋 政継 ・ 山崎 茂盛 廣井 千里 ・ 中島 義幸 ・ 大野 哲 ・ 久保田 彦昭 ・ 竹内 義昭 ・ 中島 正根 中山 忠明 ・ 山本 和正 ・ 上田 博 ・ 久保 壽美男 ・ 川澤 一博 ・ 松田 環 矢野 強 <span style="float: right;">以上19名</span>	
欠 席 委 員	なし	
事務局出席者	岩崎事務局長 ・ 近森次長 ・ 竹内係長 ・ 柏井主任 ・ 谷川主任 <span style="float: right;">以上5名</span>	
議 題	第1号議案	農地法第3条の規定による許可申請の件
	第2号議案	農地法第4条の規定による許可申請の件
	第3号議案	農地法第5条の規定による許可申請の件
	第4号議案	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画の件
	議案外(報告)	① 農地法第3条の3の規定による農地取得届出の件 ② 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の件 ③ 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の件 ④ 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件 ⑤ 非農地証明願の件 ⑥ 農地法各条の申請取下・取消・訂正処理の件
備 考 [添付書類]	○第37回農地総会議案書 ○現地案内図 ○農地法第4条許可申請説明資料 ○農地法第5条許可申請説明資料 ○今後のスケジュール	

<p>開 議 長</p>	<p>(高橋政継が議長となり、挨拶して開会を宣す。(午後 3 時 30 分)) ただ今より第 37 回農地総会を開催いたします。</p>
<p>委員出欠状況報告 議 長</p>	<p>今回は、全員出席でございます。委員総数 19 名中、全員の出席ですので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項に基づき、本日の農地総会が成立することを、ご報告いたします。</p>
<p>議事録署名委員指名 議 長  委 員 議 長</p>	<p>総会会議規則第 23 条第 2 項におきまして、議事録には議長及び総会において定めた 2 人以上の委員が署名しなければならないと定められております。 私の方で指名させていただいてよろしいでしょうか。 (異議なし) ご異議なしとのことですので、私の方で指名させていただきます。 署名委員は、上田博委員、池澤誠委員の 2 名にお願いいたします。</p>
<p>議 議 長  柏井主任</p>	<p>ただいまから議案の審議を行います。第 1 号議案、農地法第 3 条の規定による許可申請の件を議題といたします。 事務局より、議案の説明をお願いします。 今月は全体で 2 件の申請が出されております。議案書は 2 ページをご覧ください。 案件 1 は、鏡今井、その他の区域、登記地目田、現況畑、435 m<sup>2</sup>を、譲受人の希望による経営拡大のため、売買により所有権を移転するという内容の申請です。現地案内図は No. 1 をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。 申請書の別添によりますと、譲受人は現在所有している農地を全て耕作または保全管理しており、今回の申請地では野菜を栽培する予定であるとのことです。 農機具については、耕耘機など 2 台の大農機具を所有しているとのことです。 譲受人は農作業の経験があり、農業に常時従事しており、他に妻も農業に従事しているため、取得後は効率的な利用ができるとのことです。 周辺農地への影響につきましては、地域の防除基準に従って農薬の使用等に配慮するので悪影響はないと考えるとのことです。 続きまして案件 2 は、土佐山桑尾、その他の区域、畑、344 m<sup>2</sup>外 2 筆、合計 607 m<sup>2</sup>を、譲受人の所有農地に隣接していることによる耕作便利のため、売買により所有権を移転するという内容の申請です。 現地案内図は No. 2 をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地で、緑に塗った所</p>

が隣接する譲受人の所有農地です。

申請書の別添によりますと、譲受人の経営する農地は耕作不利用地を除いて全て耕作及び保全管理しており、今回の申請地では柚子を栽培する予定であるとのことです。

農機具の保有状況については、トラクターなど計4台の大農機具を所有しているとのことです。

譲受人は農作業の経験があり、農業に常時従事しており、他に妻も農作業に従事しており、臨時で7名雇用して農作業を実施しているため、取得後は効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響については、農薬の使用方法等について、地域の防除基準に従い営農するため、特に影響がないものと考えとのことです。

以上、全ての案件につきまして、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。

なお、申請地については、担当区域の農地利用最適化推進委員にご確認いただいております。

以上で、第1号議案の説明を終わります。

議長

第1号議案の説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いいたします。

案件が第一、第三事前審査会です。第一事前審査会の西野副委員長から報告をお願いいたします。

西野委員

案件1については、担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地確認を踏まえて審議した結果、許可相当と認めました。

議長

続いて第三事前審査会の竹内委員長から報告をお願いいたします。

竹内委員

案件2については、担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地確認を踏まえて審議した結果、許可相当と認めました。

議長

事前審査会の報告が終わりました。

それでは、第1号議案につきまして審議いたします。

ご意見、ご質問がございましたら、お願いします。

委員

(意見、質問なし)

議長

ご意見、ご質問がないようでしたら、審議を終わります。

全ての案件について、許可することに決定いたしますが、ご異議ありませんか。

委員

(異議なし)

議長

そのように決定いたします。

続きまして、第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請の件を議題といたします。

柏井主任

事務局より、議案の説明をお願いします。

今月は全体で2件の申請が出されております。議案書は4ページをご覧ください。

案件1は、第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請の件の案件1と関連案件となっておりますので、まとめてご説明いたします。

案件1は、屋頭、畑、92㎡を、農業用倉庫に転用するという内容の申請で、議案書6ページ、農地法第5条許可申請の案件1は、屋頭、畑、28㎡外1筆、合計73㎡を農業用倉庫に転用するため、所有権を移転するという内容の申請です。なお、両案件の申請地は隣接しており、同一の転用者が現在所有している土地と所有権移転を受ける土地に跨って農業用倉庫を建てるものです。

現地案内図はNo.3をご覧ください。ピンクに塗った所が第2号議案、案件1の申請地で、水色に塗った所が第3号議案、案件1の申請地です。

農地の区分につきましては、農用地区域の指定を受けておらず、10ha以上の広がりのある一団の農地の区域内にあることから、第1種農地と判断しておりますが、農業用施設に転用するものであるため、不許可の例外に該当するものと考えております。

それでは、事業計画の内容等についてご説明いたしますので、本日お配りしている資料のうち、①と書いている資料をご覧ください。

事業計画書によりますと、申請者は屋頭で水稻を栽培しており、現在農業用倉庫を設置している土地に住居を新築する計画を立てたため、農業用倉庫を移転させる必要が生じたとのこと。また、申請地は市道に接しており、周辺農地への日照等の影響がないため、申請地を選んだとのこと。

続いて、2枚目の土地利用計画図をご覧ください。転用計画としましては、農業用倉庫と農業用資材置場に転用する計画です。

造成計画については、農業用倉庫を建築する部分については造成せず、コンクリートで基礎を造り、農業用倉庫以外の部分については、整地のみ行う計画となっております。

申請地への進入経路については、申請地東側の市道から進入する計画となっております。申請地から発生する排水については雨水のみであり、南側の水路に排水する計画となっております。排水同意書については、高知市耕地課に申請中となっております。

次に、申請地周辺の状況についてご説明します。申請地東側は水路及び市道、西側は里道と水路を挟んで田、南側は水路を挟んで田、北側は畑となっております。周辺農地の所有者及び耕作者の全員から同意書を取得しておりますが、申請者によりますと、地図の錯誤により公図と実際の土地の位置がずれているとのこと。申請地及び周辺地域については、提出している公図に錯誤があることを前提として、審査してい

ただきたい旨の申立書が提出されております。

他法令の手続きとしまして、都市計画法の開発許可は不要となっておりますが、農業用倉庫を建てることについては都市計画課と協議済みとのことです。

その他の添付書類についてご説明します。

本件申請地は、土地改良区内の農地であるため、雨水排水は隣地へ流さないこととの意見が付された土地改良区の意見書が添付されております。

資金証明書類については、申請者名義の金融機関の通帳の写しが添付されており、本件転用に必要な資金を賄えることを確認しております。

地区の土木委員の意見については、問題ないことを事務局にて確認しております。

案件1については以上です。

続きまして、案件2は、大津甲，登記地目田，現況畑，106 m<sup>2</sup>を，月極駐車場に転用するという内容の申請です。現地案内図は No. 4 をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。

農地の区分については、農用地区域の指定を受けておらず、JR 土佐大津駅から 300 m 以内に位置する農地であることから、第3種農地であると判断しております。

それでは本日お配りしております資料のうち、②と書いている資料をご覧ください。

事業計画書によりますと、申請地を選んだ理由としては、申請者は体力的に耕作を継続していくことが難しく、土地の有効利用を考えていたところ、近隣より駐車場が不足していることを聞き、事業として月極駐車場を行いたいと考え、申請地の周囲の事業者の方から相談もあり、事業として月極駐車場を行う見込みがあると考えたとのことです。

続きまして、2枚目の土地利用計画図をご覧ください。転用計画としましては、申請地北側に駐車場6台分、申請地東側と西側には退避及び転回スペースを設け、申請地南側は車両通路として利用する計画となっております。申請地については、土のまま平らに整地し、造成は行わないとのことです。進入路につきましては、隣接する北側の公衆用道路より申請地内の既設のスロープを通して進入する計画となっております。

次に、申請地周辺の状況についてご説明します。申請地東側は申請者所有の宅地、北側は公衆用道路と水路を挟んで田、西側は水路と里道を挟んで田、南側は田となっております。

被害防除計画としましては、西側の田の所有者と北側の道路を挟んだ田の3名のうち2名の所有者の方の同意書が添付されております。南側の田及び北側の田の一部を所有する1名の方については、相手側の都合で面会できず、同意書をいただくことが

	<p>困難であったため同意書が添付されておらず，被害防除計画での対応となっております。被害防除計画書によりますと，今回の転用は駐車場への転用であり，建築物等もないため周辺農地への日照，通風の影響はなく，雑排水は発生せず，雨水についても自然浸透のため，周囲の農地への影響はないものと考えるところです。</p> <p>他法令の手続きとしましては，都市計画法の開発許可の申請は不要となっております。</p> <p>次に，その他の添付書類についてご説明いたします。</p> <p>資金証明書類については，譲受人名義の金融機関の通帳の写しが添付されており，本件転用に必要な資金を賄えることを確認しております。</p> <p>地区の土木委員の意見につきましては，事務局にて問題ないとの意見を確認しております。</p> <p>以上で第2号議案の説明を終わります。</p>
議 長	<p>第2号議案の説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いいたします。</p> <p>案件が第二，第三事前審査会です。第二事前審査会の山崎委員長から報告をお願いいたします。</p>
山崎委員	<p>案件1については，担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地確認を踏まえて審議した結果，許可相当と認めました。</p>
議 長	<p>続いて第三事前審査会の竹内委員長から報告をお願いいたします。</p>
竹内委員	<p>案件2については，担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地確認を踏まえて審議した結果，許可相当と認めました。</p>
議 長	<p>事前審査会の報告が終わりました。</p> <p>それでは，第2号議案につきまして審議いたします。</p> <p>ご意見，ご質問がございましたら，お願いします。</p>
竹内係長	<p>事務局から1点，確認をさせていただきたいと思っております。案件1の屋頭の申請につきましては，机上配布しております資料にもありますとおり，申請者の方より，提出した公図と実際の土地の位置が南北逆となっておりますので，それを踏まえて審議させていただきたいとの申し出がありますが，これの取り扱いについてご判断をいただいでよろしいでしょうか。</p>
議 長	<p>認めるということよろしいでしょうか。</p>
委 員	<p>(異議なし)</p>
議 長	<p>認めるということで決定します。他にございませんか。</p>
大野委員	<p>この案件につきまして，東側の水路の上に蓋掛けをしておりますが，これは高知市が整備したものです。水路の隣接農地ですので，本来ならここまで違っているのでは</p>

	<p>れば、水路の整備をしたときに高知市が公図を直しておくべきものであったと思われます。</p>
<p>議 長</p>	<p>他にございませんか。</p>
<p>委 員</p>	<p>(意見、質問なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>ご意見、ご質問がないようでしたら、審議を終わります</p>
	<p>案件1については、第1種農地の案件ですので、県ネットワーク機構に諮問した後、許可相当との意見を付して、申請書を県知事に送付することに、案件2については、許可相当との意見を付して申請書を県知事に送付することに決定いたしますが、ご異議ありませんか。</p>
<p>委 員</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、そのように決定いたします。</p>
	<p>続きまして、第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請の件を議題といたします。事務局より、議案の説明をお願いします。</p>
<p>柏井主任</p>	<p>今月は全体で3件の申請が出されております。議案書は6ページをご覧ください。</p>
	<p>案件1は、先ほど第2号議案の説明の際に、関連案件としてご説明いたしましたので、内容の説明は省略いたします。</p>
	<p>続きまして、案件2は、仁井田、畑、1,259 m<sup>2</sup>外2筆、合計4,689 m<sup>2</sup>を砂利採取のため一時転用するもので、許可日から1年間、賃借権を設定するという内容の申請です。</p>
	<p>現地案内図はNo. 5をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。</p>
	<p>農地の種別につきましては、農用地区域内の農地となっております。通常、農業振興地域の農用地区域内の農地については、原則転用できないこととなっておりますが、今回の案件は一時転用であるため、不許可の例外に該当するものと判断しております。</p>
	<p>それでは、事業計画の内容等についてご説明いたしますので、本日お配りしております資料のうち、③と書いている資料をご覧ください。</p>
	<p>事業計画書によりますと、賃借人は、本件の申請地が休耕状態であり、砂利採取を行うにあたって、周囲の営農に支障がないと考えられることから、今回の申請地を選んだとのことです。</p>
	<p>続きまして、2枚目の砂利採取計画図をご覧ください。転用計画としましては、申請地内に周辺区域から東側は2.5m、西側は2m、南側は10m、北側は5mの保安区域を設けて掘削するとのことで、掘削した表土は申請地内で分散して保管し、砂利採取後は、山土及び申請地内に保管した表土で埋め戻して整地を行い、農地として復元するとのことです。なお、申請地3筆のうち1筆は、5年ほど前一時転用で砂利採取</p>

を行っておりますが、堀り残しもあるため、再度採取を行うとのことです。

申請地への進入については、砂利運搬及び機材は南側の県道から搬出入するとのことで、進入に関して道路の縁石撤去及び復元工事を行うため、工事許可を申請準備中のことです。また、進入口について第二事前審査会でご質問がありましたので、申請者の代理人に問い合わせましたところ、県道沿いの部分は、地下に工業用水の管が通っておりますので、大型車の走行による管の破損防止のため、鉄板を敷いて養生して進入するとのことです。排水については、雨水のみであり自然浸透するとのことです。なお、砂利の洗浄は搬出後に会社施設内で行うため、申請地において事業排水は発生しないとのことです。

次に、申請地周辺の状況について説明いたします。申請地東側、西側は畑、南側は県道、北側は市道を挟んで畑となっておりますが、周辺農地のうち、賃貸人名義ではない農地につきましては、全て同意書を取得済みとなっております。なお、万が一、砂利採取中に周辺への悪影響が危惧されるほどの地下水が発生する等の事態が起きた場合には、採取を中止して埋め戻しを行うとのことです。また、南側の県道を挟んだ先にも畑がありますが、申請地からは約12m離れているため、日照、通風に悪影響を及ぼす恐れはないものと考えます。

他法令につきましては、農振法に関連して、申請地は農業振興地域の農用地区域内にあるため、農業振興地域整備計画の達成に支障がないか、農林水産課に意見を聞いたところ、6月18日付けで「転用計画は必要最小限とし、事業実施にあたっては、周辺農地等に支障がないようにすること」「期間終了にあたっては、速やかに現状に復すること」との回答がありました。

県への砂利採取計画の認可は、6月24日付けで申請済みとなっております。

その他の添付書類についてご説明いたします。

資金証明書類については、賃借人名義の金融機関の残高証明書が添付されており、本件転用に必要な資金を賄えることを確認しております。

また、本件賃借人は法人であるため、法人の登記事項証明書及び定款の写しが添付されております。

地区の土木委員の意見につきましては、確認不要であることを担当区域の農地利用最適化推進員に確認しております。

案件2については以上です。

続きまして、案件3は、春野町東諸木、田、1,241㎡のうち258.8㎡を自己用住宅に転用するため、使用貸借権を設定するという内容の申請です。

現地案内図は、No.6をご覧ください。赤線で囲んだ所が申請地の筆の形状で、この

うちピンクで塗った所が転用する部分です。

農地の区分につきましては、農用地区域の指定を受けておらず、周辺地域の宅地化率が40%を超える地域であるため、第3種農地と判断しております。

それでは、事業計画の内容等についてご説明いたしますので、本日お配りしております資料のうち、④と書いている資料をご覧ください。

事業計画書によりますと、借人は貸人の息子夫婦であり、将来の介護の必要などから貸人の居宅に近いこと、住宅のほかに駐車場等を設置することから十分な面積を確保する必要があることなどから、本件申請地以外に適地はないと判断したとのことです。

続きまして、2枚目の土地利用計画図をご覧ください。

申請地の利用計画としましては、木造2階建て住宅のほか、駐車場3台分、バイク、自転車置き場、物干し場、庭を設置するとのことです。

周辺農地に対する被害防除計画については、北、東、西の三方が分筆後の残地となる予定の貸人所有の田、南側は県道となっております。

この分筆の残地により、北側にある他の所有者の農地とは9mの距離で離隔されています。また、南側の県道を挟んだ先にも農地がありますが、県道の幅員が約7mあることから、離隔距離が十分にあり、日照、通風に悪影響を及ぼす恐れはないものと考えます。

申請地には排水設備を完備し、周囲の農地に影響がないようにするとのことです。

排水設備については、汚水、雑排水は合併浄化槽経由で、雨水については直接、それぞれ南側の県道側溝に放流する計画となっております。道路側溝への排水については、県土木事務所の了解を得ております。

進入路については、申請地南側の県道より進入する計画となっております。

造成計画については、申請地全体を20cmから30cm嵩上げする計画となっており、建物の北側と西側は碎石敷きとし、申請地北東部分は芝生貼り一部植栽を配置し、それ以外の部分は土間コンクリート打ちとする計画となっております。

次に、他法令の手続きとしましては、分家住宅として都市計画課に協議済みとのことです。

その他の添付書類についてご説明します。

資金証明書類につきましては、金融機関からの融資見込み証明書及び借人名義の金融機関の通帳の写しが添付されており、本件転用に必要な資金を賄えることを確認しております。

土木委員の意見につきましては、担当区域の農地利用最適化推進委員に不要である

	<p>旨を確認しております。</p> <p>以上で、第3号議案の説明を終わります。</p>
議長	<p>第3号議案の説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いいたします。</p> <p>案件が第二、第四事前審査会です。</p> <p>第二事前審査会の山崎委員長から報告をお願いいたします。</p>
山崎委員	<p>案件1から案件2については、担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地確認を踏まえて審議した結果、許可相当と認めました。</p>
議長	<p>次に、第四事前審査会の川澤委員長から報告をお願いいたします。</p>
川澤委員	<p>案件3については、担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地確認を踏まえて審議した結果、許可相当と認めました。</p>
議長	<p>事前審査会の報告が終わりました。</p> <p>それでは、第3号議案につきまして審議いたします。</p> <p>ご意見、ご質問がございましたら、お願いします。</p>
委員	<p>(意見、質問なし)</p>
議長	<p>ご意見、ご質問がないようでしたら、審議を終わります。</p> <p>案件1については第1種農地の案件のため、案件2については農用地区域内の3,000㎡を超える案件のため、県ネットワーク機構に諮問した後、許可相当との意見を付して、申請書を県知事に送付することに、また、案件3については許可相当との意見を付して、申請書を県知事に送付することに決定いたしますが、ご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長	<p>そのように決定いたします。</p> <p>続きまして、第4号議案、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画の件を議題といたします。事務局より、議案の説明をお願いします。</p>
柏井主任	<p>今月は、全体で16件の申請が出されております。内訳は、利用権の新規設定が6件、更新設定が10件となっております。</p> <p>議案書の8ページに利用権設定の総括表を掲載しておりますので、表の上段左端部分をご覧ください。今月は、利用権を設定する者が16人で延べ16人、利用権の設定を受ける者が16人で延べ16人となっております。</p> <p>右隣の欄に利用権を設定する土地の内訳を掲載しております。今月は、田が11筆で9,768㎡、畑が13筆で23,151㎡、合計24筆で32,919㎡となっております。</p> <p>利用権設定の内訳を見ますと、今月は、新規設定が11筆で22,329㎡、更新設定が13筆で10,590㎡となっております。</p>

利用権の期間別の設定状況及び下段の地区別の内訳については、説明を省略いたします。

それでは利用権設定につきまして、新規設定の案件のみご説明いたします。議案書は9ページをご覧ください。

なお、利用権設定期間の開始日は、全て令和2年8月1日となっております。

議案書は9ページから10ページに跨ります案件4は、一宮南町2丁目、登記地目田、現況畑、818㎡外2筆、合計4,119㎡に、2年間、賃借権を設定する案件です。

なお、賃借人は農地台帳に登録がないため、耕作計画書を添付しての申請となっております。耕作計画書によりますと、賃借人は30年程前から春野町で野菜、果樹を作っており、今回の申請地では水稻、果樹を作り、収量増を考えているとのこと。

続きまして、案件8は、春野町弘岡下、登記地目田、現況畑、4,430㎡に、10年間、賃借権を設定する案件です。

賃借人は農地台帳に登録がないため、耕作計画書を添付しての申請となっております。耕作計画書によりますと、賃借人は新規就農者であり、春野地区の指導農業士のもとで農業経営を学び、独立の準備をしてきたものです。今回の申請地ではハウスキュウリを栽培し、今後は技術を向上させ、農業で生計を立てることを目指すとのこと。

続きまして、議案書は10ページから11ページに跨ります案件9は、春野町弘岡下、田、257㎡外3筆、合計5,034㎡に、10年間、賃借権を設定する案件です。

続きまして、案件11は、春野町西分、田、1,142㎡に、5年間、使用賃借権を設定する案件です。

続きまして、案件13は、春野町西畑、登記地目田、現況畑、3,882㎡に、10年間、賃借権を設定する案件です。

続きまして、案件14は、春野町西畑、登記地目田、現況畑、3,722㎡に、10年間、賃借権を設定する案件です。

以上、更新の案件も含めて計画の内容は、経営面積・従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

全ての案件につきまして、本会で計画が妥当なものと決定されますと、令和2年8月1日付けで高知市が公告し、効力が発生するものです。

以上で第4号議案の説明を終わります。

議 長

第4号議案の説明が終わりました。

事前審査会の報告をお願いします。案件が第二、第三、第四事前審査会です。

第二事前審査会の山崎委員長から報告をお願いいたします。

山崎委員	報告いたします。案件1から案件3については、計画を妥当と認めました。
議長	次に、第三事前審査会の竹内委員長から報告をお願いいたします。
竹内委員	案件4から案件7については、計画を妥当と認めました。
議長	次に、第四事前審査会の川澤委員長から報告をお願いいたします。
川澤委員	案件8から案件16については、計画を妥当と認めました。
議長	事前審査会の報告が終わりました。直ちに審議に移ります。
	案件6は、農業委員が申請の当事者ですので、まず案件6を審議することといたしますが、ご異議ありませんか。
委員	(異議なし)
議長	それでは最初に、案件6のみを議題といたします。
	農業委員会等に関する法律第31条第1項では、農業委員会の委員は、自己または同居の親族もしくはその配偶者に関する事項については、「その議事に参与することができない」と定められておりますので、該当の委員は本案件を審議する間は退席をお願いいたします。
	(該当委員 退席)
	それでは、審議に入ります。
	案件6について、ご意見、ご質問はございましたらお願いいたします。
委員	(意見、質問なし)
議長	ご意見、ご質問がないようでしたら審議を終わります。
	案件6については、計画を妥当なものとして決定することに、ご異議ありませんか。
委員	(異議なし)
議長	案件6につきまして、計画を妥当なものとして決定いたします。
	事務局は退席している委員を呼んでください。
	(該当委員 着席)
議長	それでは、案件6以外の案件を審議します。ご意見やご質問がございましたらお願いいたします。
委員	(意見、質問なし)
議長	ご意見やご質問がないようでしたら審議を終わります。
	案件6を除く全ての案件につきまして、計画を妥当なものとして決定することに、ご異議ありませんか。
委員	(異議なし)
議長	全ての案件について、計画を妥当なものとして決定いたします。
	議案外の報告を事務局より一括してお願いいたします。

柏井主任

それでは、議案外の案件についてまとめてご報告いたします。

まず、①農地法第3条の3の規定による農地取得届出の件についてご報告いたしますので、議案書は13ページをご覧ください。

今月は全体で3件の届出が出されており、地区の内訳は、三里が1件、議案書は14ページに跨りまして介良が1件、土佐山が1件となっております。

全ての案件について、担当区域の農地利用最適化推進委員の確認を経て、事務局長専決処理により受理通知書を交付しております。

続きまして、②農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の件についてご報告いたします。議案書は16ページをご覧ください。

今月は、全体で1件の届出が出されており、地区の内訳は、朝倉が1件となっております。

当該案件につきまして、担当区域の農地利用最適化推進委員の現地確認を経て、事務局長専決処理により受理通知書を交付しております。

続きまして、③農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の件についてご報告いたします。議案書は、18ページをご覧ください。

今月は、全体で16件の届出が出されており、地区の内訳は、議案書19ページに跨りまして朝倉が6件、旭が1件、議案書は20ページに跨りまして初月が1件、鴨田が1件、秦が1件、議案書は21ページに跨りまして潮江が1件、議案書は22ページに跨りまして長浜が3件、高須が1件、大津が1件となっております。

なお、案件8と案件9につきましては、先月の農地総会で報告いたしました転用届出と同一の土地となっており、案件8は譲受人の変更のため、案件9は譲受人を単有から2名共有に変更する必要が生じたため、当初の転用届け出については取消願が出され、改めて転用届出が出されたものです。両案件の取消願につきましては、後ほどご報告します。

また、案件12につきましては、先月の農地総会でご報告いたしました買受適格証明を交付した案件となっており、その後、譲受人が落札されたため、今回の5条届出となったものです。公売による所有権移転のため、譲受人の単独申請となっております。

全ての案件につきまして、担当区域の農地利用最適化推進委員の現地確認を経て、事務局長専決処理により受理通知書を交付しております。

続きまして、④農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件についてご報告いたします。議案書は24ページをご覧ください。

今月は全体で1件の合意解約通知の提出を受けており、地区の内訳は、春野が1件となっております。

本案件につきまして、担当区域の農地利用最適化推進委員に合意解約に相違ないことをご確認いただき、通知を受理しております。

続きまして、⑤非農地証明願の件についてご報告いたします。議案書は26ページをご覧ください。

今月は全体で12件の非農地証明願が出されており、地区の内訳は、朝倉が2件、鴨田が1件、議案書は27ページに跨りまして長浜が1件、一宮が1件、議案書は28ページに跨りまして春野が7件となっております。

全ての案件について、農業委員と担当区域の農地利用最適化推進委員と事務局にて現地確認を実施し、いずれも非農地証明書の交付条件を満たしているため、農地総会での審議は不要と判断されましたので、事務局長専決処理により、非農地証明書を交付しております。

続きまして、⑥農地法各条の申請取下・取消・訂正処理の件についてご報告いたします。議案書は30ページをご覧ください。

今月は全体で2件の農地法第5条の届出の取下願が出され、地区の内訳は初月が1件、鴨田が1件となっております。

案件1は、先月の農地総会で報告いたしました転用届出について、譲受人が変更となったため、令和2年6月8日付けで取消願が出され、翌日付けで受理しております。

案件2は、先月の農地総会で報告いたしました転用届出について、譲受人が単有から2名共有に変更するため、令和2年5月22日付けで取消願が出され、同日付けで受理しております。

その後、両案件とも先程議案外報告③でご説明しましたとおり、変更後の譲受人に改めて転用届出が出されております。

以上で議案外報告を終わります。

議長 委員 議案外の報告に関しまして、ご意見やご質問がございましたらお願いいたします。  
(意見、質問なし)

議長 ご意見やご質問がないようですので、議案外の報告を終わります。

続きまして、事務局からの連絡がありましたら、お願いいたします。

岩崎局長 議案書20ページから21ページかけてあります、農地法第5条届出の案件11につきまして、事務局から補足の報告をさせていただきます。この案件につきましては、皆様ご承知のとおり、届出制によって転用申請が上がってくるもので、法的には書類の不備が無いかどうか等を審査し、問題が無ければ届出を受理しなければならない扱いとなっております。しかしながら、今回の申請地の隣地が生産緑地に指定された農地であり、農地所有者は営農に支障が出る恐れがあるのではと心配されておりました。

	<p>これを受けて、高知県農業会議や、他県の農業会議等の関係機関に確認をしましたところ、最終的には届出については不受理とすることはできず、条件付きにするのも難しいとのことで、書類に不備はございませんでしたので受理をした案件となっております。当該案件について、申請地隣地の生産緑地の指定を受けた農地所有者から、今後こういった案件については、所管する市都市計画課にも情報提供してもらいたいことと、指定地区には表示看板を設置してもらいたいとの要望がありました。表示看板の設置に関して市都市計画課に確認しましたところ、ホームページ上で公開することで対処するとの回答でした。今後の取り扱いについては、意見書を通じて高知市に上げていきたいと考えております。</p>
事務局連絡	(令和2年度 今後のスケジュールについて説明)
次回農地総会議長	次回の農地総会は令和2年8月7日(金)を予定しております。
閉会議長	<p>以上で第37回農地総会を終了いたします。ありがとうございました。</p> <p>(午後4時30分閉会)</p>

以上のとおり会議の次第を記載し、相違のないことを証するためこれに署名する

令和 3 年 2 月 8 日

議長

高橋政継

議事録署名委員

池澤誠

議事録署名委員

上田博

議事録作成者

谷川大志